

改正概要説明書

国名：シンガポール

法令名：意匠法

改正情報：2014年04月30日改正

改正概要：

1. 意匠の国際登録出願に関する改正：

定義（第2条）、手数料（第73条）に、国際事務局に関する規定が追加された。

2. 登録官の職務に関する改正：

登録官(Registrar)が、自己の権限を委譲できる者として、意匠登録官補助者(Assistant Registrar of Designs)及び職員(Public Officer)だけでなく、当該分野の関連資格者又は経験者(any person with the relevant qualifications for or experience in the matter or class of matters)が追加された(第50条第1項)。

3. 意匠登録簿への記載事項の追加に関する改正：

意匠登録簿の記載事項として信託に関する項目が追加された(第53条)。

改正内容：

・第2条 解釈

「国際事務局(International Bureau of the World Intellectual Property Organisation)」の定義が追加された。

・第50条 登録官による委任

登録官が、自身の権限又は機能を委任できる対象者として、「特定の事項又はある種の事項について関連する資格又は経験を有する者」を追加した。

・第53条 意匠登録簿

明示された信託及び／又は明示された信託の受益者の通知は、登録簿に記載することができる旨が規定された。

・第73条 手数料

「徴収された手数料は庁の資金に納付される」との規定は、国際登録出願、訂正及び更新に関する国際事務局に転送される手数料に適用されない旨が規定された。